

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

**五洋建設株式会社**

取締役社長 村 重 芳 雄

## 第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号  
当社本店 11階会議室
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第61期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第61期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月 31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

輸出と生産の回復により、第3四半期から踊場を脱しつつあった当連結会計年度の日本経済でしたが、東日本を襲った未曾有の大津波により、田畑や町並みをはじめ、これまで東北の人々が歴史とともに、連綿と築き上げてきた生活の基盤が消滅しました。社会資本が壊滅的に毀損し、サプライチェーンの寸断により、日本及び世界の製造業にも甚大な影響が生じています。日本人は今、計り知れなく深い悲しみと、復旧・復興への強固なる決意の中にあります。

当連結会計年度の国内公共投資につきましては、前期に緊急経済対策が執行されたことの反動もあり、大きく減少いたしました。総合評価方式で発注される工事に対し、多数の建設業者がひしめき合う、激しい競争状態が続きました。また、住宅投資につきましては回復基調にありましたが、全体的には低水準で推移しました。民間設備投資につきましても、一時期上昇傾向にありましたが、今回の大震災で一気に冷え込んでおります。一方、当社グループの海外での主要市場であるシンガポール、香港等の東南アジアでは高い成長に支えられ、土木、建築ともに建設市場は好調でした。

このような経営環境の中、当社グループは、「臨海部ナンバーワン企業」を目標に掲げ、技術力を競争力の中心に位置づけ、品質の向上を目指して、受注と利益の確保に邁進してまいりました。当連結会計年度の連結業績は、売上高は3,022億円（前連結会計年度比6.9%減）、営業利益は97億円（同9.4%減）となりましたが、経常利益はほぼ前期なみの74億円となりました。特別利益11億円を計上する一方、減損損失11億円及び東日本大震災に伴う損失10億円を含む特別損失31億円を計上した結果、21億円の当期純利益（同23.8%増）となりました。

事業セグメント別の概況は次の通りです。

#### (国内土木事業)

売上高は1,220億円となり、営業利益は99億円となりました。

当社個別の受注高については、民間工事は43億円の増加となったものの、官庁工事の受注が122億円減少したため、78億円減少し951億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

##### ○主な受注工事

ひびきエル・エヌ・ジー株式会社：ひびきLNG基地浚渫工事

近畿地方整備局：京都第二外環状道路長岡京高架橋  
奥海印寺工区工事

独立行政法人鉄道建設・  
運輸施設整備支援機構：北海道新幹線、阿弥陀高架橋他

##### ○主な完成工事

関東地方整備局：東京国際空港D滑走路建設外工事

近畿地方整備局：神戸港ポートアイランド(第2期)地区岸壁  
(PC-14~17)改良工事(第1工区)

関東地方整備局：横浜港南本牧地区岸壁(-16m)(耐震)  
鋼板セル・アーク製作及び築造工事(その2)

#### (国内建築事業)

売上高は894億円となり、営業損失は20億円となりました。

当社個別の受注高については、官庁工事が31億円増加し、民間工事の受注も99億円増加したことにより、131億円増加し901億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

##### ○主な受注工事

株式会社上組：(仮称)株式会社上組P1-D計画  
青果棟新築その他工事

大韓民国：駐日本大使館 庁舎・官邸 再建築工事の内、  
一部建築(含む解体)工事

財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団：インスタントラーメン発明記念館(仮称)建設工事

### ○主な完成工事

東急不動産（株）・名鉄不動産（株）・  
東京建物（株）・安田不動産（株）：（仮称）福島四丁目計画新築工事

オリックス不動産株式会社：（仮称）市川市千鳥町ロジスティクス  
センター新築工事

万葉倶楽部株式会社：（仮称）プロメナ神戸改修計画

### （海外建設事業）

売上高は823億円となり、営業利益は26億円となりました。

当社個別の受注高については、シンガポールにおいて陸上土木、建築の大型工  
事を受注したこともあり、131億円増加し、900億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

### ○主な受注工事

パークウェーノベナ社・パークウェーイラワディ社：ノベナ病院新築工事

国立大学病院：国立大学病院建設工事

### ○主な完成工事

オーチャード・ターン開発会社：オーチャード・ターン・プロジェクト

マリーナベイサンズ社：アートサイエンス美術館建設工事

### （国内開発事業）

売上高は16億円となり、営業損失は16億円となりました。

### （その他の事業）

造船、機器リース、物品販売等を主な内容とするその他の事業につきましては、  
売上高は107億円となり、営業利益は8億円となりました。

当社グループの事業のセグメント別売上高及び営業利益

(単位：百万円)

区 分	売上高 (前期比)	営業利益(△損失)(前期比)
国内土木事業	122,035 (△20.5%)	9,925 (△5.3%)
国内建築事業	89,422 ( 4.3%)	△2,078 ( —)
海外建設事業	82,340 ( 5.3%)	2,660 (△15.7%)
国内開発事業	1,681 ( 42.1%)	△1,605 ( —)
その他の事業	10,792 (△1.4%)	868 ( 33.1%)
計	306,272 (△7.1%)	9,769 (△9.1%)
消 去	△4,016 ( —)	12 (△76.3%)
合 計	302,256 (△6.9%)	9,782 (△9.4%)

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建 設 事 業	国内土木	99,581	95,172	108,680	86,073
	国内建築	107,308	90,174	87,426	110,056
	海 外	( 158,910) 155,811	90,034	81,625	164,220
	計	( 365,799) 362,701	275,381	277,732	360,350
開発事業等	294	1,554	1,641	207	
合 計	( 366,093) 362,995	276,936	279,373	360,557	

(注) 前期繰越高の上段( )内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は9,524百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新、土地、建物の取得によるものです。

なお、総額のうち2,006百万円は、平成22年9月に完成した深層混合処理船への投資額であり、4,900百万円は本社事務所の土地及び建物の取得費であります。

### (3) 資金調達状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成22年7月に、総額300億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約（契約期間2年間）を23の金融機関と結んでおります。

また、平成23年1月24日を払込期日とする一般募集による新株式発行並びに平成23年2月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行により、普通株式40,250千株の新株発行を行いました。（発行価額：1株につき118.24円、発行総額47億59百万円）

なお、当連結会計年度に、社債の発行による資金調達はありませんでした。

### (4) 対処すべき課題

国内建設市場の見通しの内、公共事業につきましても、大震災の復旧・復興が最優先で行われる他、主要な国家プロジェクトならびに防災、エネルギー、環境関連の事業に、予算が重点的に配分されるものと思われまます。また、民間市場につきましても、徐々に回復してくるものと予想されます。海外の建設市場につきましても、当社グループの主要市場である東南アジアでは、中期的にも好調な状況が継続するものと考えられます。

このような市場環境の中、国内では建設業者が供給過剰状態であることから、激しい競争状況が続きます。当社グループとしては、技術と品質を強化し、これに基づいた受注を確保することが課題であると考えております。また、海外では1件当たりの工事金額が国内より大きいことから、入札から施工時までに内在する様々なリスクを如何に排除するかが課題であります。さらに、コスト競争に勝つために、事業内容の選択・集中、限られた経営資源の再配分を行って効率を高めること、将来の成長のために建設業周辺の新規分野へも徐々に拡大を試みることも課題であると考えています。

当社グループは、以上のような経営環境と経営課題を認識し、平成23年度を初年度とする中期経営計画（2011～2013年度）に取り組みます。中期経営計画（2011～2013年度）の内容は以下の通りです。

#### ■中期経営計画（2011～2013年度）

##### ●目指す企業像

「臨海部ナンバーワン企業」

ゼネコンモデルからコア事業集積モデルへの転換

「臨海部ナンバーワン企業」として一層成長することを目指す。そして、デパート型の「ゼネコンモデル」から、専門性の高いブティック型の「コア事業集積モデル」へ転換していく。得意な分野、地域、工種へ経営資源を更に集中していく。

## ●コーポレートメッセージ

### 「その先の向こうへ」

1896年に広島県呉市にて創業した当社は、進取気鋭の精神と先端の建設技術をもって社会に貢献し、社会とともに成長してきました。創業100有余年、新たなフィールドへ常に挑戦し続ける心は、いまでも当社のDNAに引き継がれています。時代が変わっても変わらないチャレンジスピリッツと、時代の変化に応じた柔軟な革新力。現状に甘んじることなく、一步一步着実に、前に進む。

その先の向こうへ・・・五洋建設

## ●基本経営方針

1. 事業量の維持
2. 競争力の構築
3. 業務品質のさらなる向上
4. 新規分野への進出と設備投資
5. 経営基盤の強化

## ●大震災の復旧・復興

### ○建設業の使命

建設業の本業は、国民の日々の活動に必要な社会資本を建設することである。この本業を通じて日本の国土を保全し、国民の安心・安全な生活を守る。

### ○五洋グループの方針

建設業の使命を果たすべく、大震災の復旧・復興に、五洋グループ全体で尽力する。

## ●基本施策

### 1. 事業量の維持

#### ①事業量の維持

- ・ 現行の事業量の維持

#### ②事業の方向性

- ・ 海上土木：利益の最大化、将来プロジェクトへの先行的取り組み
- ・ 建 築：地域、分野の絞り込み、競争に勝てる体質作り
- ・ 海 外：拠点国（シンガポール、香港、ベトナム）を中心に緩やかに拡大
- ・ 新規分野：事業化が可能なものを3年以内にスタート

## 2. 競争力の構築

### ①技術による競争力の構築

- ・営業、施工、新規分野の技術を競争力の中心に位置付け
- ・技術開発の推進母体として、技術戦略室に戦略策定とその推進を一元化
- ・技術開発関連人員の強化

### ②施工能力増強による競争力の構築

- ・設備投資による施工能力の強化
- ・施工系グループ会社について、コスト競争力に耐えうる体質と施工能力を構築
- ・資機材調達的全社化（国内、海外）による購買競争力のアップ

### ③トータルコスト競争に負けない体制の構築

- ・経費の圧縮
- ・営業外損益の改善

## 3. 業務品質のさらなる向上

### ①技術力の強化

- ・個別分野の技術力強化による総合技術力のアップ

### ②自前の人材育成と組織の活性化

- ・分野毎のプロと経営リーダーの育成
- ・各層別、職種別の人材基準と人材育成スキームの見直し
- ・新人事制度の策定（2012年度より運用予定）
- ・業務のPDCA体制の構築と確実な運用

### ③間接部門の統合による業務効率の向上と直間比率の見直し

### ④海外リスクに対する管理システムの強化

- ・各国横断的に、工種別に入札から施工までを管理する組織としてワールドオペレーションセンターを設置（2011年4月）
- ・国内外部門によるペアチェック体制の充実
- ・プロジェクトマネージャー等専門性の高い人材群の育成

## 4. 新規分野への進出と設備投資

### ①建設施工の請負業から周辺領域への拡大

- ・周辺領域：環境事業、維持管理補修業務等
- ・事業分野拡大のための戦略担当部署として2020事業室を設置（2011年4月）

### ②施工能力強化のための継続的な設備投資

- ・必要に応じて作業船などの設備投資を継続

### ③異業種、研究機関との積極的連携



## 5. 経営基盤の強化

- ①自己資本比率の向上
- ②保有資産の有効活用と着実な売却
- ③有利子負債の継続的削減と資金調達が多様化・安定化

中期経営計画（2011～2013年度）の主要連結数値の目標

【連結】		Advance 21	中期経営計画（2011～2013年度）	
		平成22年度 実績	平成23年度 目標	平成25年度 目標
業績目標	売上高	3,023億円	3,270億円	3,270億円
	営業利益	98億円	95億円	105億円
	経常利益	74億円	74億円	84億円
	当期純利益	22億円	21億円	26億円
	EPS（1株当たり当期純利益）	8.5円	7円以上	9円以上
財務目標	自己資本比率	21.1%	22%以上	23%以上
	有利子負債残高	787億円	772億円以下	672億円以下
	D/E レシオ	1.3倍	1.2倍以下	1.0倍以下

(注) 数値は表示単位未満を四捨五入

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期	平成21年度 第60期	平成22年度 第61期
建設受注高(百万円)	395,082	334,235	270,184	286,687
売上高(百万円)	352,808	398,485	324,781	302,256
経常利益(百万円)	5,096	7,073	7,733	7,431
当期純利益(△純損失)(百万円)	2,570	△3,336	1,746	2,163
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	10.46	△13.58	7.11	8.50
総資産(百万円)	340,233	339,587	294,245	286,224
純資産(百万円)	53,862	53,827	54,465	60,460

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成19年度 第58期	平成20年度 第59期	平成21年度 第60期	平成22年度 第61期
受注高(百万円)	375,944	317,829	257,950	276,936
売上高(百万円)	317,856	366,553	297,437	279,373
経常利益(百万円)	3,081	7,081	7,848	6,778
当期純利益(△純損失)(百万円)	1,389	△3,116	2,227	1,924
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	5.66	△12.68	9.07	7.56
総資産(百万円)	307,210	308,077	274,732	268,403
純資産(百万円)	48,710	47,338	50,043	55,859

- (注) 1. 企業集団の財産及び損益の推移における受注高については、開発事業及びその他の事業における受注の定義が企業集団内の各社で異なり、また、金額も僅少であるため、建設受注高のみ記載しております。
2. 第61期は公募並びに第三者割当による新株式発行により、純資産が増加しております。また、発行済株式総数は286百万株となりました。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
五栄土木株式会社	200 百万円	100 %	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
洋伸建設株式会社	66	100	土木・建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	50	100	建築工事の設計施工、建設用資機材の保有及びリース
警固屋船渠株式会社	30	100	船舶の製造・修理及び販売

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社31社及び関連会社4社から構成されています。当連結会計年度中に、連結子会社であった開発事業関連の2社を事業終了に伴い清算するとともに、海外で保有する船舶の持船会社6社をシンガポールに設立し、連結子会社といたしました。

なお、連結子会社であるパナマ所在の船舶持船会社5社、船舶管理会社2社につきましては、上記シンガポール所在の持船会社に保有船舶を移管後、平成23年年度中に清算する予定です。

## (7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-19）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。
国内開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（11）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース及び造船事業、環境関連コンサルタント事業等の事業活動を展開しております。

## (8) 主要な営業所など（平成23年3月31日現在）

### ① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号  
支店：札幌支店（札幌市） 東北支店（仙台市）  
北陸支店（新潟市） 東京建築支店（東京都文京区）  
東京土木支店（東京都文京区） 名古屋支店（名古屋市）

大阪支店（大阪市）  
四国支店（松山市）

中国支店（広島市）  
九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所  
マレーシア営業所  
コロンボ事務所  
ドバイ事務所

香港営業所  
エジプト営業所  
マニラ事務所  
デリー事務所

インドネシア営業所  
ベトナム営業所  
バンコク事務所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社  
洋伸建設株式会社  
ペンタビルダーズ株式会社  
警固屋船渠株式会社

本店（東京都江東区）  
本店（広島市）  
本店（東京都台東区）  
本店（広島県呉市）

(9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
人 2,954	人 減 326

② 当社の従業員の状況

従業員数			前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
技術	事務	計			
人 1,918	人 472	人 2,390	人 減 284	才 42.2	年 18.6

(10) 企業集団の主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金額残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 15,564
みずほ信託銀行株式会社	7,480
株式会社広島銀行	6,530

## 2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株  
(2) 発行済株式の総数 285,913,086株  
※自己株式100,824株を除く  
(3) 株主数 46,567名（前期末比 1,388名増）  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,076	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,601	3.7
株式会社みずほコーポレート銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
株式会社損害保険ジャパン	6,113	2.1
ダイワキャピタル マーケッツ ヨーロッパ リミテッド イーキュー ファイナンス デリバティブズ ジーイーエフ ティーアールエス カイリン マネジメント	5,200	1.8
日本証券金融株式会社	4,725	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.4
五洋建設従業員持株会	3,686	1.3
みずほ信託銀行株式会社	3,470	1.2

（注） 持株比率は、自己株式（100,824株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成23年1月24日を払込期日とする一般募集による新株式発行並びに平成23年2月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式発行により、普通株式が40,250千株増加しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

平成23年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村重芳雄	社団法人日本埋立浚渫協会 会長
代表取締役	津田映	執行役員副社長 経営管理本部長
取締役	井田潔志	執行役員副社長
取締役	近藤浩右	専務執行役員 土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長
取締役	滝本義久	常務執行役員 安全品質環境本部長
取締役	山下純男	常務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長
取締役	佐々木邦彦	執行役員 経営管理本部副本部長
取締役	塩谷慎	
常勤監査役	川本宏祐	
常勤監査役	俵輝美	
常勤監査役	黒川薫	
常勤監査役	笹野真民	
監査役	亀山和則	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、塩谷慎氏は、会社法に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、黒川薫氏、笹野真民氏、亀山和則氏は、会社法に定める社外監査役です。
3. 取締役のうち塩谷慎氏、監査役のうち黒川薫氏、笹野真民氏、亀山和則氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
- (1) 代表取締役川上和行氏は、平成22年6月29日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 監査役小松孝明氏は、平成22年6月29日に辞任により退任いたしました。
- (3) 平成22年6月29日開催の第60期定時株主総会において、山下純男氏が取締役、亀山和則氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、平成23年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担当・役職
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	津 田 映	営業担当 兼 経営管理本部長 兼 安全品質環境担当 兼 国際事業本部担当
※執行役員副社長	井 田 潔 志	営業担当 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長
常務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当 兼 総合評価担当
常務執行役員	中 内 伸 好	建築部門担当
常務執行役員	大 内 久 夫	土木部門担当
常務執行役員	高 野 一 男	土木部門担当
常務執行役員	原 田 泰 明	東京土木支店長
※常務執行役員	滝 本 義 久	安全品質環境本部長 兼 総合監査部担当
常務執行役員	齋 藤 雅 文	建築部門担当
※常務執行役員	山 下 純 男	建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当
常務執行役員	河 内 政 巳	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術研究所担当
常務執行役員	伊 藤 峰 夫	土木部門担当
常務執行役員	柿 本 泰 二	国際事業本部長
執 行 役 員	西 村 清 和	東京建築支店副支店長
※執 行 役 員	佐々木 邦 彦	経営管理本部副本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当
執 行 役 員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長
執 行 役 員	荒 木 正 美	四国支店長
執 行 役 員	中 田 隆 志	札幌支店長
執 行 役 員	長 富 理 長	中国支店長
執 行 役 員	都 甲 明 彦	国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 インドネシア営業所長
執 行 役 員	中 澤 貴 志	大阪支店長
執 行 役 員	小 林 義 和	建築部門担当
執 行 役 員	平 林 修	土木部門担当
執 行 役 員	柳 田 良 一	東北支店長
執 行 役 員	坪 崎 裕 幸	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
執 行 役 員	清 水 琢 三	名古屋支店長
執 行 役 員	清 水 豊 和	建築部門担当
執 行 役 員	宮 園 猛	東京建築支店長
執 行 役 員	下 石 誠	九州支店長
執 行 役 員	村 山 正 純	土木部門担当

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。  
 2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。  
 (1) 平成22年4月1日に、柿本泰二氏が常務執行役員に、宮園猛氏、下石誠氏が執行役員に就任いたしました。  
 (2) 平成22年6月29日に、村山正純氏が執行役員に就任し、川上和行氏、山田俊郎氏が執行役員副社長を、瀧田正一氏が常務執行役員を退任いたしました。

- (3) 平成22年10月1日に、津田映氏、井田潔志氏が執行役員副社長に、近藤浩右氏が専務執行役員に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬の額は次の通りです。

取締役	9人	184百万円	(うち社外取締役	1名	7百万円)
監査役	6人	60百万円	(うち社外監査役	4名	28百万円)

- (注)1. 取締役の支給人員と支給額には期中に退任した取締役を含めております。  
 2. 上記報酬のほか、下記の報酬を支給しております。  
 平成14年6月27日開催の第52期定時株主総会における退職慰労金贈呈の決議に基づき、当時退任した取締役1名に対し、退職慰労金7百万円を支給しております。  
 平成17年6月29日開催の第55期定時株主総会における退職慰労金贈呈の決議に基づき、当時退任した取締役1名に対し、退職慰労金2百万円を支給しております。  
 また、当社は平成19年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、平成19年6月までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、退任した取締役1名に対し53百万円の退職慰労金を支給しております。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

当社は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
亀山和則(社外監査役)	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 社外監査役亀山和則氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。



## ② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
塩 谷 慎	当事業年度に開催した取締役会24回中24回に出席し、議案審議等に必要な発言を便宜行いました。
黒 川 薫	当事業年度に開催した取締役会24回中22回に、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を便宜行いました。
笹 野 真 民	当事業年度に開催した取締役会24回中24回に、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を便宜行いました。
亀 山 和 則	就任後開催の取締役会19回中19回に、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を便宜行いました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425号第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	98百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	95百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	3百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	98百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主にコンフォート・レター作成業務及び国際財務報告基準の適用に関する助言業務について、対価を支払っております。
3. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。また、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、平成19年5月・平成20年5月に見直しをいたしました。

その後、平成21年4月24日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づき、財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制を明確化するため、同方針を下記の内容に改定しております。

### （内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

#### （1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

#### （2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。
- ③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- 取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決議権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。
- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号)(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。
  - ② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
  - ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
  - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
  - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
  - ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するための体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
  - ③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
  - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号）
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
  - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
  - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
    - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
    - ② 内部監査部門は、内部監査に関する結果について監査役に報告する。
  - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
    - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

### (当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買取した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

### (基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様により長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

## 1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念ならびに中期ビジョンを策定しており、これらの理念・ビジョンを達成すべく、中期経営計画を策定し、企業価値向上につとめております。

当社グループを取り巻く環境は、国内につきましては公共事業の削減、大震災による民間設備投資の冷え込みなどにより、厳しい状況が続いております。一方、海外では、当社グループの主要市場である東南アジアは高い成長に支えられ、建設市場は好調です。このような経営環境の中、当社グループは国内と海外に広く目を見開き、グローバル企業として、平成23年度を初年度とする中期経営計画（2011～2013年度）を推し進め、「臨海部ナンバーワン企業」としてさらに発展することを目指してまいります。

### □中期経営計画（2011～2013年度）

#### ○ 目指す企業像

「臨海部ナンバーワン企業」

ゼネコンモデルからコア事業集積モデルへの転換

#### ○ コーポレートメッセージ

「その先の向こうへ」

#### ○ 基本経営方針

- (1) 事業量の維持
- (2) 競争力の構築
- (3) 業務品質のさらなる向上
- (4) 新規分野への進出と設備投資
- (5) 経営基盤の強化

## 2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。

#### ○ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、1名の社外取締役を選任し、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、役員候補や役員報酬案を取締役に答申する人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

#### ○ 独立役員

また、当社は、社外役員4名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

#### ○ コンプライアンスへの取組み

また、コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しており、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。

以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

**(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)**

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付への対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為(あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を發動するか否かの判断に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しており、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めにしたがって株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様のご承認を求めることなど、株主の皆様意思を確認するための手続きをとることがあります。

本プランは、平成22年6月開催の当社第60期定時株主総会において株主の皆様からご承認を賜り継続しており、その有効期限は平成25年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。



(本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

本プランは、上述の通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に必ずしも応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランは、当社株主総会により、また、取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、定款で取締役の任期を1年と定めているため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策（スロー・ハンド型）でもありません。

さらに、当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しております。また、株主の皆様へは、独立委員会の判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

したがって、本プランは株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様へ還元させていただくこととしております。

---

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	286,224	(負債の部)	225,764
I 流動資産	199,845	I 流動負債	191,376
現金預金	46,121	支払手形・工事未払金等	87,419
受取手形・完成工事未収入金等	107,143	短期借入金	52,986
有価証券	1	未払法人税等	1,265
未成工事支出金等	13,577	未成工事受入金等	25,841
たな卸不動産	13,707	完成工事補償引当金	719
未収入金	13,444	賞与引当金	1,015
繰延税金資産	4,241	工事損失引当金	2,233
その他	2,953	その他	19,894
貸倒引当金	△1,345		
II 固定資産	86,379	II 固定負債	34,387
(1) 有形固定資産	60,834	長期借入金	25,684
建物・構築物	9,623	再評価に係る繰延税金負債	7,156
機械、運搬具及び工具器具備品	8,917	退職給付引当金	333
土地	41,761	役員退職慰労引当金	143
建設仮勘定	453	その他	1,069
その他	77		
(2) 無形固定資産	622	(純資産の部)	60,460
(3) 投資その他の資産	24,922	I 株主資本	55,197
投資有価証券	10,795	資本金	30,449
繰延税金資産	9,480	資本剰余金	18,386
その他	12,634	利益剰余金	6,384
貸倒引当金	△7,987	自己株式	△22
		II その他の包括利益累計額	5,255
		その他有価証券評価差額金	△125
		繰延ヘッジ損益	△7
		土地再評価差額金	5,327
		為替換算調整勘定	61
		III 少数株主持分	6
資産合計	286,224	負債純資産合計	286,224

# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		
完成工事高	289,661	
開発事業等売上高	<u>12,594</u>	302,256
II 売上原価		
完成工事原価	264,554	
開発事業等売上原価	<u>12,400</u>	<u>276,954</u>
売上総利益		
完成工事総利益	25,107	
開発事業等総利益	<u>193</u>	<u>25,301</u>
III 販売費及び一般管理費		<u>15,519</u>
営業利益		<u>9,782</u>
IV 営業外収益		
受取利息	92	
受取配当金	101	
持分法による投資利益	37	
不動産賃貸料	66	
その他	<u>466</u>	<u>764</u>
V 営業外費用		
支払替利息	2,204	
為替差損	230	
その他	<u>679</u>	<u>3,115</u>
経常利益		<u>7,431</u>
VI 特別利益		
前期損益修正益	144	
固定資産売却益	463	
貸倒引当金戻入額	259	
完成工事補償引当金戻入額	201	
投資有価証券売却益	22	
その他	<u>105</u>	<u>1,196</u>
VII 特別損失		
減損損失	1,158	
災害による損失	1,019	
貸倒引当金の繰入額	525	
その他	<u>407</u>	<u>3,111</u>
税金等調整前当期純利益		<u>5,516</u>
法人税、住民税及び事業税	1,670	
法人税等調整額	<u>1,668</u>	<u>3,339</u>
少数株主損益調整前当期純利益		<u>2,176</u>
少数株主利益		<u>13</u>
当期純利益		<u><u>2,163</u></u>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	28,070	16,007	6,129	△22	50,184
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,379	2,379			4,759
剰余金の配当			△491		△491
当 期 純 利 益			2,163		2,163
土地再評価差額金取崩額			△1,417		△1,417
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,379	2,379	254	△0	5,012
当 期 末 残 高	30,449	18,386	6,384	△22	55,197

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
前 期 末 残 高	247	△4	3,910	98	4,251	29	54,465
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							4,759
剰余金の配当							△491
当 期 純 利 益							2,163
土地再評価差額金取崩額							△1,417
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△372	△2	1,417	△37	1,004	△22	982
当期変動額合計	△372	△2	1,417	△37	1,004	△22	5,995
当 期 末 残 高	△125	△7	5,327	61	5,255	6	60,460

# 連結注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

① 連結子会社の数 31社

すべての子会社を連結している。

主要な連結子会社の名称

五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)

② 連結の範囲の変更

新規設立により以下の6社を連結の範囲に含めた。

アンドロメダ・ファイブ社、マーキュリー・ファイブ社、マーズ・ファイブ社、  
ジュピター・ファイブ社、ネプチューン・ファイブ社、チェリー・ファイブ社、  
清算終了により以下の2社を連結の範囲から除外した。

一般社団法人コースト・クリエーション、  
合同会社ニューポート・デベロップメント

(2) 持分法の適用

① 持分法適用会社の数 3社

以下の関連会社に対する投資について、持分法を適用している。

持分法適用会社の名称

羽田空港国際線エプロンPFI(株)、宮島アクアパートナーズ(株)、中央マリン産業(株)

② 持分法を適用していない関連会社の名称等

以下の関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外している。

松山環境テクノロジー(株)

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社8社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。

上記以外の連結子会社23社の決算日は連結計算書類提出会社と同一である。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。

③ たな卸資産

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

たな卸不動産…………… 個別法による原価法

材料貯蔵品…………… 先入先出法による原価法

なお、未成工事支出金を除きたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

ただし、探掘権については生産高比例法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）…………… 定額法

耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。

④ 長期前払費用…………… 定額法

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計上している。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によって計上している。

会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

- ⑥ 役員退職慰労引当金  
一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基づく連結会計年度末要支給額を計上している。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - ① 売上高及び売上原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
  - ② 繰延資産の処理方法  
株式交付費は、支出時に全額費用として処理している。
  - ③ ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。
  - ④ 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
  - ⑤ 連結納税制度の適用  
当社及び一部の連結子会社は、平成24年3月期より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けた。また、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理及び表示をしている。

### 3. 会計処理の変更

- (1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」  
当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用している。これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。
- (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等  
当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。
- (3) 「企業結合に関する会計基準」等  
当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。

#### 4. 表示方法の変更

- (1) 前連結会計年度において特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示していた「貸倒引当金戻入額」（前連結会計年度287百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。
- (2) 前連結会計年度において特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示していた「完成工事補償引当金戻入額」（前連結会計年度224百万円）は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当連結会計年度より区分掲記している。
- (3) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示している。

#### 5. 連結貸借対照表関係

##### (1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は116百万円である。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 78,906百万円

##### (3) 担保に供している資産

下記資産は工事契約保証金の代用等として差入れている。

有価証券	1百万円
投資有価証券	280百万円
建物	91百万円
土地	66百万円

なお、上記担保のうち、土地及び建物に対応する債務は短期借入金200百万円である。

##### (4) 保証債務

銀行借入金保証	1,324百万円
住宅分譲前金保証	298百万円

##### (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、11,943百万円である。



## 6. 連結損益計算書関係

- (1) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 1,837百万円  
 (2) 当連結会計年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

地域	関東地区	
主な用途	賃貸資産他	
減損損失	土地	112
(百万円)	建物・構築物	1,046

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店、各事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産または共用資産（事務所用地等）としてグルーピングしていた上記資産について、除却処分等の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,158百万円）として、特別損失に計上した。なお、除却予定資産の回収可能価額はないものとし、備忘価額にて評価しており、その他の資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、相続税路線価等を基礎として評価している。

- (3) 災害による損失は、平成23年3月に発生した東日本大震災による損失額であり、その損失の内訳は保有資産等被災損失635百万円及び救援・支援・運搬等費用383百万円である。

## 7. 連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 286,013千株  
 普通株式

- (2) 配当に関する事項

### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	491	2.00	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	571	2.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 8. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に従って、リスク低減を図っている。また、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券及び投資信託であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っている。未収入金は、主に工事に係る立替金等の営業取引に基づいて発生した売上債権以外の債権であり、そのほとんどが短期的に回収するものであり、月次に残高管理を行っている。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的・実行及び管理を明確にした内部管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金預金	46,121	46,121	-
②受取手形・完成工事未収入金等	107,143	107,113	△30
③有価証券及び投資有価証券	7,449	7,451	2
④未収入金	13,444	13,444	-
⑤支払手形・工事未払金等	(87,419)	(87,419)	-
⑥短期借入金	(27,422)	(27,422)	-
⑦長期借入金 (※1)	(51,249)	(51,397)	148
⑧デリバティブ取引 (※2)	(13)	(13)	-

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### ①現金預金、④未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### ②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっている。

##### ③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格等によっている。また、投資信託は公表されている基準価格によっている。

##### ⑤支払手形・工事未払金等、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑦長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑧デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式及び不動産投資事業匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額3,347百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

9. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	211円 44銭
(2) 一株当たりの当期純利益	8円 50銭

10. 重要な後発事象

該当事項なし。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月18日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	268,403	(負債の部)	212,543
I 流動資産	185,890	I 流動負債	179,292
現金預金	37,799	支払手形	17,279
受取手形	2,197	工事未払金	62,509
完成工事未収入金	99,436	短期借入金	50,994
有価証券	1	未払金	6,802
販売用不動産	9,078	未払法人税等	836
未成工事支出金	10,520	未成工事受入金	25,252
開発事業等支出金	4,002	預り金	8,647
材料貯蔵品	1,403	完成工事補償引当金	717
短期貸付金	2,469	賞与引当金	850
未収入金	13,914	工事損失引当金	2,216
繰延税金資産	4,151	その他	3,186
その他の	2,077		
貸倒引当金	△1,164	II 固定負債	33,250
II 固定資産	82,512	長期借入金	25,674
(1) 有形固定資産	52,865	再評価に係る繰延税金負債	7,156
建物・構築物	8,817	関係会社開発事業損失引当金	82
機械・運搬具	3,151	その他	338
工具器具・備品	320		
土地	40,145	(純資産の部)	55,859
リース資産	77	I 株主資本	50,662
建設仮勘定	352	(1) 資本金	30,449
(2) 無形固定資産	578	(2) 資本剰余金	18,386
(3) 投資その他の資産	29,068	資本準備金	12,379
投資有価証券	10,459	その他資本剰余金	6,007
関係会社株式	1,405	(3) 利益剰余金	1,848
長期貸付金	3,762	その他利益剰余金	1,848
開発事業出資金	25	繰越利益剰余金	1,848
破産更生債権等	8,358	(4) 自己株式	△22
長期前払費用	77	II 評価・換算差額等	5,196
繰延税金資産	9,345	(1) その他有価証券評価差額金	△123
その他の	3,392	(2) 繰延ヘッジ損益	△7
貸倒引当金	△7,759	(3) 土地再評価差額金	5,327
資産合計	268,403	負債純資産合計	268,403

# 損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>I 売 上 高</b>		
完成工事高	277,732	
開発事業等売上高	1,641	279,373
<b>II 売 上 原 価</b>		
完成工事原価	253,340	
開発事業等売上原価	2,945	256,286
<b>売 上 総 利 益</b>		
完成工事総利益	24,392	
開発事業等総損失	1,304	23,087
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		14,042
営業利益		9,044
<b>IV 営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	376	
その他	457	834
<b>V 営業外費用</b>		
支払利息	2,213	
為替差損	231	
その他	655	3,100
経常利益		6,778
<b>VI 特別利益</b>		
前期損益修正益	142	
固定資産売却益	77	
貸倒引当金戻入額	228	
完成工事補償引当金戻入額	172	
保険差益	75	
投資有価証券売却益	22	718
<b>VII 特別損失</b>		
減損損失	999	
災害による損失	921	
貸倒引当金繰入額	520	
その他	406	2,848
<b>税引前当期純利益</b>		4,648
法人税、住民税及び事業税	1,194	
法人税等調整額	1,530	2,724
<b>当期純利益</b>		1,924

# 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 資 合 計	株 資 合 計
					繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計				
前 期 末 残 高	28,070	10,000	6,007	16,007	1,833	1,833	△22	45,888
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,379	2,379		2,379				4,759
剰余金の配当					△491	△491		△491
当 期 純 利 益					1,924	1,924		1,924
土地再評価差額金取崩額					△1,417	△1,417		△1,417
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	2,379	2,379	—	2,379	15	15	△0	4,773
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	1,848	1,848	△22	50,662

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	249	△4	3,910	4,154	50,043
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					4,759
剰余金の配当					△491
当 期 純 利 益					1,924
土地再評価差額金取崩額					△1,417
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△372	△2	1,417	1,042	1,042
当期変動額合計	△372	△2	1,417	1,042	5,816
当 期 末 残 高	△123	△7	5,327	5,196	55,859

# 個別注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 重要な会計方針
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券  
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）  
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……………移動平均法による原価法  
なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっている。
    - ② デリバティブ……………時価法  
なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。
    - ③ たな卸資産  
販売用不動産……………個別法による原価法  
未成工事支出金……………個別法による原価法  
開発事業等支出金……………個別法による原価法  
材料貯蔵品……………先入先出法による原価法  
なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法  
なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。
    - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
ただし、採掘権については生産高比例法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
    - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法  
なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。
    - ④ 長期前払費用……………定額法
  - (3) 引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
    - ② 完成工事補償引当金  
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味



して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。ただし、年金資産の額が、退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計上している。

なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

⑥ 関係会社開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理している。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

④ 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、平成24年3月期より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けた。また、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理及び表示をしている。

3. 会計処理の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成

20年3月31日)を適用している。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

#### 4. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」(前事業年度32百万円)は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (2) 前事業年度において特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示していた「貸倒引当金戻入額」(前事業年度198百万円)は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (3) 前事業年度において特別利益の「前期損益修正益」に含めて表示していた「完成工事補償引当金戻入額」(前事業年度188百万円)は金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。
- (4) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「保険差益」(前事業年度30百万円)は、金額的重要性及び区分掲記の必要性を見直して、当事業年度より区分掲記している。

#### 5. 貸借対照表関係

##### (1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は116百万円である。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	54,617百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	4,960百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,627百万円
関係会社に対する短期金銭債務	4,295百万円
関係会社に対する長期金銭債務	0百万円

##### (4) 担保に供している資産

下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。

有価証券	1百万円
投資有価証券	180百万円
関係会社株式	75百万円

##### (5) 保証債務

銀行借入金保証	1,324百万円
住宅分譲前金保証	298百万円

- (6) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、平成12年3月31日(第50期)付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、11,943百万円である。

6. 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高 259,579百万円  
 (2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 1,820百万円  
 (3) 関係会社との取引高  
 売上高のうち関係会社に対する部分 1,677百万円  
 売上原価のうち関係会社からの仕入高 21,680百万円  
 関係会社との営業取引以外の取引高 443百万円  
 (4) 当事業年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

地域	関東地区	
主な用途	賃貸資産他	
減損損失	土地	109
(百万円)	建物・構築物	890

当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（支店、賃貸事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産または共用資産（事務所用地等）としてグルーピングしていた上記資産について、除却処分等の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（999百万円）として、特別損失に計上した。なお、除却予定資産の回収可能価額はないものとし、備忘価額にて評価しており、その他の資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、相続税路線価等を基礎として評価している。

- (5) 災害による損失は、平成23年3月に発生した東日本大震災による損失額であり、その損失の内訳は保有資産等被災損失537百万円及び救援・支援・運搬等費用383百万円である。

7. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び数 普通株式 100千株

8. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	9,322百万円
退職給付信託財産	2,788百万円
減損損失	1,652百万円
販売用不動産等評価損	1,217百万円
その他	3,197百万円
繰延税金資産小計	18,177百万円
評価性引当額	△4,145百万円
繰延税金資産合計	14,032百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△525百万円
その他	△9百万円
繰延税金負債合計	△535百万円
繰延税金資産の純額	13,497百万円

9. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。

10. 関連当事者との取引  
子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社	100% (一)	当社グループに対して船舶等の貸貸をしている。	貸付金の回収	789 百万円	短期貸付金 長期貸付金	816 百万円 3,374 百万円
				利息の受取	160 百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

11. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	195円 37銭
(2) 一株当たりの当期純利益	7円 56銭

12. 重要な後発事象

該当事項なし。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月18日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀法 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役	川	本	宏	祐	印
常勤監査役	俵		輝	美	印
常勤監査役	黒	川		薫	印
常勤監査役	笹	野	真	民	印
監査役	亀	山	和	則	印

(注) 監査役黒川薫、監査役笹野真民、及び監査役亀山和則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円 総額 571,826,172円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月30日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負</li> <li>2. 橋梁工事及び鉄構物、各種鉄工品の設計、積算、製造、加工、据付、販売、修理並びにコンサルティング業務の請負</li> <li>3. 地域開発、都市開発の事業及びこれに関する企画、調査、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負</li> <li>4. 海中土木工事及び特殊海中構造物の企画、調査、研究、技術開発、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 緑化造園事業</li> <li>6. 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. (現行どおり)</li> <li>3. 地域開発、都市開発、<u>海洋開発、資源エネルギー開発</u>の事業及びこれに関する企画、調査、設計、積算、監理、施工並びにコンサルティング業務の請負</li> <li>4. (現行どおり)</li> <li>5. <u>港湾、空港、河川、道路、鉄道、上水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれに準ずる施設の企画、保有、維持管理及び運営</u></li> <li>6. (現行どおり)</li> <li>7. (現行どおり)</li> </ol>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
7. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資、出資持分の売買並びに不動産特定共同事業	8. (現行どおり)
8. 土地の造成及び販売並びに土地造成工事の受託	9. (現行どおり)
9. 住宅、宅地の建設、販売、賃貸借及び管理	10. (現行どおり)
10. 建設用の資材、機器、機械装置の売買、賃貸借、修理及び輸出入	11. (現行どおり)
11. 船舶の設計、製造、修理、販売及びこれらに関するコンサルティング業務	12. (現行どおり)
12. プラント設備及びこれに関する加工部分材料の企画、調査、設計、製造、監理、建設及びコンサルティング業務の請負	13. (現行どおり)
13. 砂利、砂、土石の採取及び販売	14. (現行どおり)
14. 環境整備、公害防止の諸施設に関する企画、調査、設計、積算、監理、施工及びコンサルティング業務の請負	15. (現行どおり)
15. 風力発電・熱発電に関する機器装置の企画、調査、設計、製造、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務、並びに電気及び熱の供給事業	16. 風力発電・熱発電等の再生可能エネルギーに関する事業の企画、調査、設計、製造、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務、並びに電気及び熱の供給事業
16. 産業廃棄物・一般廃棄物の収集、運搬及び処理並びにリサイクル施設の企画、調査、設計、施工、監理及びコンサルティング業務	17. 産業廃棄物・一般廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用並びにリサイクル施設の企画、調査、設計、施工、監理及びコンサルティング業務




現 行 定 款	定 款 変 更 案
17. 省電力のための設備機器に関する企画、調査、設計、施工、監理、賃貸、売買及びコンサルティング業務	18. (現行どおり)
18. 測量	19. (現行どおり)
19. 建設技術のノーハウ、パテントの売買及び賃貸借	20. (現行どおり)
20. 医療施設、教育研修施設、ゴルフ場、テニス場等のスポーツ施設、ホテル、旅館等の宿泊施設、スキー場、遊園地等の経営、管理、賃貸及びコンサルティング業務	21. (現行どおり)
21. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業代理店業及び労働者派遣事業	22. (現行どおり)
22. 海上運送事業、利用運送事業及び運送取扱事業並びにその代理業	23. (現行どおり)
23. 工業所有権、著作権の取得、実施許諾、販売及びコンピューターソフトウェアの開発、取得、販売並びに情報処理サービス業	24. (現行どおり)
24. 事務機器の販売、賃貸及び保守管理サービス	25. (現行どおり)
25. 金銭貸付、債務保証等の金融業務並びに有価証券の保有及び売買	26. (現行どおり)
26. 前各号に関する国外における事業	27. (現行どおり)
27. 前各号に附帯又は関連する一切の事業	28. (現行どおり)

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

その候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>むらしげ よしお 村重 芳雄 (昭和16年4月11日生)</p>	<p>昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る) 平成20年5月 社団法人日本埋立浚渫協会 会長 (現在に至る)</p>	86,500株
2	 <p>つだ はゆる 津田 映 (昭和26年3月23日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長 平成13年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 財務部長 平成14年4月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成15年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 平成16年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年5月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成19年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進委員会担当 平成20年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当 平成22年6月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当 兼 営業担当 平成22年10月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 経営管理本部長 兼 安全品質環境担当 兼 国際事業本部担当 平成23年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 事務担当 兼 国際担当 (現在に至る)</p>	61,074株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p>い だ き よ し 井田 潔志 (昭和24年2月23日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 北陸支店長 平成17年6月 当社常務執行役員 中国支店長 平成20年4月 当社専務執行役員 土木部門長 兼 土木本部長 兼 技術研究所担当 平成20年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木 部門長 平成22年10月 当社取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 (現在に至る)</p>	40,500株
4	 <p>こ ん ど う こ う す け 近藤 浩右 (昭和26年11月6日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 東京支社土木支店長 平成15年12月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 技術研究所担当 平成16年6月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年3月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門担当 平成19年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成22年10月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長 平成23年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長 兼 技術研究所担当 (現在に至る)</p>	35,000株
5	 <p>た き も と よ し ひ さ 滝本 義久 (昭和24年3月7日生)</p>	<p>昭和47年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 総務本部長 兼 総務部長 平成17年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成19年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 総合監査部担当 兼 経営管理本部総務部長 平成20年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全環境本部長 兼 総合監査部担当 平成22年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 安全品質環境本部長 兼 総合監査部担当 (現在に至る)</p>	19,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	 <p>やました すみお 山下 純男 (昭和28年1月29日生)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 名古屋支店長 平成21年4月 当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長 平成22年4月 当社常務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当 平成22年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当 (現在に至る)</p>	8,000株
7	 <p>ささき くにひこ 佐々木 邦彦 (昭和26年8月6日生)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 平成20年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 人事部担当 平成22年6月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 平成23年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 (現在に至る)</p>	47,000株
8	 <p>しおたに しん 塩谷 慎 (昭和19年2月22日生)</p>	<p>昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年6月 同行取締役総務部長 平成9年6月 日本鋼管株式会社監査役(常勤) 平成15年4月 JFEスチール株式会社監査役 (常勤) 平成19年4月 同社監査役(非常勤) 平成21年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p>	7,500株

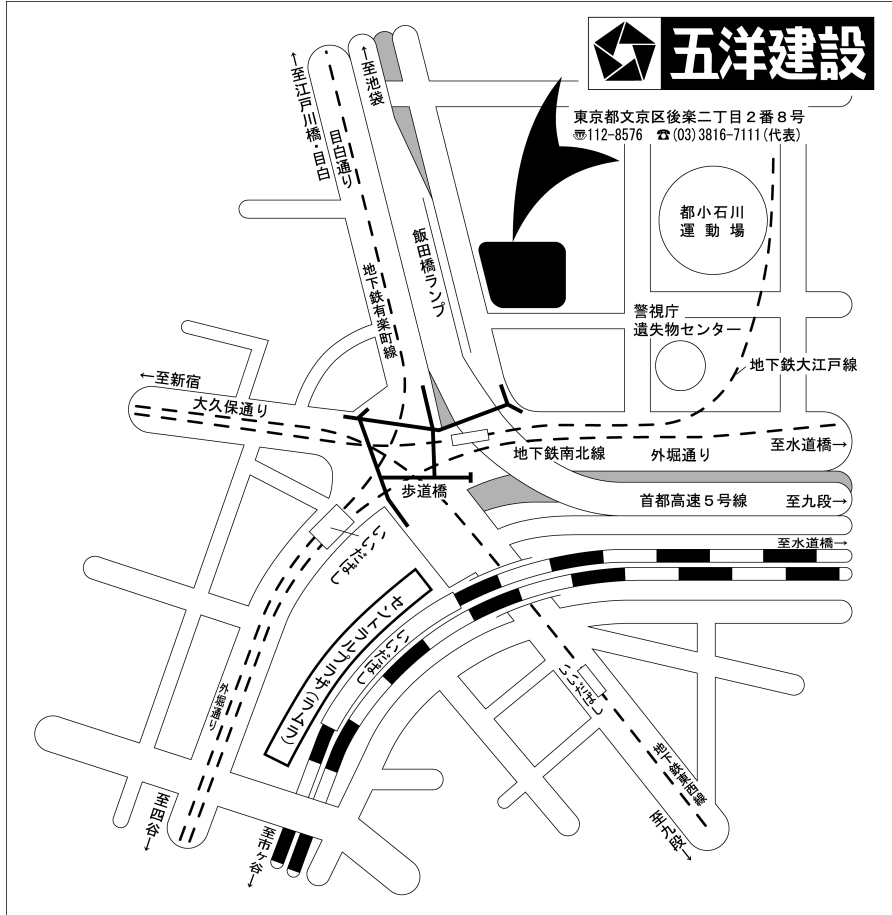
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 塩谷慎氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会締結の時をもって2年になります。  
また、第3号議案をご承認いただいた場合には、当社と塩谷慎氏との間で、

当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 塩谷慎氏を社外取締役候補者とした理由は、次の通りです。  
塩谷慎氏は、金融業・製造業の経営に長く携わり、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定と業務遂行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 塩谷慎氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 塩谷慎氏につきましては、J F E スチール(株)の社外監査役として在任中、同社が、鋼管杭及び鋼矢板の製造販売をめぐる独占禁止法違反に関連して、平成20年6月に公正取引委員会より排除措置命令等を受けました。同氏は、平素より同社の取締役会において不祥事発生防止に向けた提言等を行い、また発生後には、問題の究明と再発防止に向けた業務改善等について意見を述べるなどその職責を果たしております。

以 上

# 總會々場ご案内図



- ・ 交通
- \* JR総武線飯田橋駅東口から徒歩5分
- \* 地下鉄東西線飯田橋駅A3出口から徒歩5分
- \* 地下鉄有楽町線飯田橋駅B1出口から徒歩5分
- \* 地下鉄南北線飯田橋駅B1出口から徒歩5分
- \* 地下鉄大江戶線飯田橋C2、C3出口から徒歩5分
- <<以上、各駅とも飯田橋交差点方面出口から>>